

令和8年度奈良県広報担当VTuberプロモーション業務

業務仕様書

1 委託業務名

奈良県広報担当VTuberプロモーション業務

2 目的

10代～30代に人気があるバーチャル YouTuber (VTuber) を県政広報に取り入れるため、広報担当VTuberを制作した。(令和6年3月完成済)

本業務では、広報担当VTuberを活用したプロモーション(VTuber 動画の制作・配信、SNSへの投稿等)を実施し、本県の魅力を分かりやすく発信するとともに、若年層への訴求力と、県政への認知・理解の向上を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 動画の制作

以下の要件に基づき、業務実施体制の構築、動画内容の企画、動画の撮影・編集、撮影対象・場所の選定、ロケスケジュールの作成、各ロケ地の撮影許可の取得、その他各種調整等を行い、県と協議・調整のうえ、業務を実施すること。

① YouTube 動画

- ・ ロング動画(3分以上・横型)：年間5本以上(3Dモデリングデータを活かした構成のロケ動画とすること)
- ・ ショート動画(30秒程度・縦型)：毎月1本以上、年間20本以上(うち10本以上は県政に関する情報を扱うこと)
- ・ 動画テーマは、県政に関わらず、奈良に関する様々な情報(観光、文化、グルメ、行事、世界遺産、選挙など)を広く取り扱うこと。
- ・ 他のVTuber、キャラクター、有名YouTuber、芸能人、コンテンツとのコラボ動画を2本以上提案・制作すること。(コラボ動画2本以上のうち、1本以上は横型動画とすること)

② イベント用動画出演

- ・ イベント用動画：年間6回以上
- ・ 県主催イベントでの放映を前提とした内容とすること
- ・ 冒頭挨拶、企画紹介、エンディングなどの用途を想定した内容とし、1本あたり概ね30秒～90秒程度を想定する。
- ・ キャラクター素材および音声収録等により制作するものとし、屋外・現地ロケーション撮影は行わないものとする。
- ・ 画面比率、音量、字幕等に配慮し、イベントでの放映に適した形式で納品すること
- ・ イベント後は、YouTubeチャンネルに掲載可能な形態に、必要に応じて編

集すること。

- ・ 県が指定するテーマについて動画を制作すること

③ 制作条件

- ・ 年間計画（スケジュール、テーマ、概要等）を提案すること。
- ・ 動画のテーマは奈良にまつわる内容を基本とし、奈良県との関連性が明確に分かるものとする。
- ・ 「奈々鹿」の個性や魅力が伝わる演出とし、視聴後に「奈々鹿」の認知度の向上や印象の定着が期待できる内容とする。
- ・ 流行を取り入れ若者に求心力のある構成（コンテンツ、デザイン等）とすること。
- ・ 横型の動画について、訴求力のあるデザインのサムネイルを作成すること。
- ・ 動画内容に即した動画タイトルと動画概要欄を作成すること。
- ・ 動画は 3D 形式で制作すること（県より VRM 形式の 3D モデリングデータを提供）。
- ・ 必要に応じて 3D モデリングデータを改良し品質向上に努めること
- ・ Live2D データを新規に制作する場合は、制作費を含めて見積ること。
- ・ キャラクターボイスは、令和 5 年度以降継続採用している声優を起用すること。
- ボイス収録費（令和 6 年度声優採用、永年使用）単価 50,000 円
上記単価をベースに、総収録回数分見積りに計上すること。
※上記は声優の収録に係る費用であり、その他編集等の費用は必要と思われる金額を計上すること。
- ・ 動画の制作にあたっては、これまで公開した動画を参考にして、VTuber「奈々鹿」の世界観を継続すること。
- ・ 内容・構成の詳細については、県と協議のうえ決定すること。
- ・ 公共広報としての品位を保った表現とすること。
- ・ 動画コンテンツの制作にあたって、県は各工程で指示、確認等を行うものとする。

(2) 新規イラスト、印刷物および立体物のデザイン制作等

① 新規イラスト制作

- ・ 衣装・動き・表情・ポーズの異なるパターンを 10 点以上制作すること。
- ・ カラー版・グレースケール版のデジタルデータを納品すること。
- ・ イラストは、汎用的に活用可能なデザインとすること。

② 印刷物の制作

ノベルティグッズ、パンフレット、ポスター、チラシ等、イベント告知等の用途に応じたデザインを 5 点程度制作すること。

③ 納品形式

- ・ デジタルデータの納品形式は、イラストレーター (.ai) 又はフォトショップ (.psd)、PDF (.pdf)、圧縮画像ファイル (.png) とする。
- ・ PSD等、レイヤー構造を保持し作業工程が参照可能な形式を含むこと。

- ・印刷物については、納品形式を県と協議し決定すること

④ 各種成果物の活用

- 成果物の効果的な公開・活用方法を提案すること

(3) 奈々鹿 X の認知度・好意度向上

- ・今年度、奈々鹿Xの目標（KPI）をフォロワー数15,000人とし、以下の業務を行うこと。
- ・認証バッジを維持し現状分析を行うこと。
- ・分析結果をもとに、効果的な投稿内容を計画・投稿すること。
- ・週5回以上の投稿を実施すること
- ・投稿に使用する画像、図版その他必要なビジュアル素材（以下「投稿用画像等」という。）を作成・用意すること。
- ・県関連事業等に係る投稿用画像等については、県と協力・調整の上、作成または用意すること。
- ・投稿作成、確認のスケジュールを含め、投稿内容、頻度、タイミング等について具体的な運用計画を提案すること。
- ・目標(KPI)達成のため、効果的な広告(広報媒体は問わない)やキャンペーン等の内容・スケジュール等を提案し、実施すること。
- ・定期的に効果分析を実施し、県と共有すること。

(4) その他

以下の支援業務もあわせて行うこと

① YouTube チャンネルの広報・宣伝

- ・本業務において制作する動画コンテンツ等を活用し、YouTube 広告の投稿を行うこと。
- ・動画の再生回数等について、適切な目標（K P I）を設定し、そのK P I を達成するために YouTube 上で行う効果的な広告手法について提案すること。定期的に、分析結果を取りまとめ、県と共有すること。

② SNS 分析ツールの活用

- ・SNS 分析ツールを活用し、YouTube・X の運用状況の現状分析を実施すること。
- ・分析結果は、ツール上での確認に加え、分かりやすい形で整理した資料として県に共有すること。
- ・県が自力でも分析できるよう、SNS 分析ツール（例：SocialDog）の県用アカウントを整備し提供すること

③ VTuber に関する支援や助言

- VTuber「奈々鹿」の運用に関し、県からの問合せや質問に対して必要な支援や助言を行うこと。

5. 納品物

本業務に係る納品物は次のとおりとする。納品形態は県と協議の上決定する。

- (1) 制作した動画データ
- (2) イラスト、印刷物のデザイン等のデータ
- (3) 立体物
- (4) 3Dモデリングを改変した場合は、改変時の元データ、改変後の完成データ
- (5) SNS等運営のための広報素材
- (6) その他納入物については県の指示に従うこと。

6. 留意事項

- ・ 成果物に係る著作権は原則としてすべて県に帰属するものとする（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。）。
- ・ 第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- ・ 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、県は責任を負わないものとする。
- ・ 本業務の実施に当たっては、個人情報や保護された権利に十分留意し、手続きが必要な場合は、原則として受託事業者で対応すること。
- ・ イラスト等は、カラーユニバーサルデザイン及びメディア・ユニバーサルデザインに配慮した色彩及びフォントを用いること。
- ・ 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県と十分協議して対応すること。
- ・ 本業務を受託しようとする者は、別添の遵守事項を理解した上で受託すること。